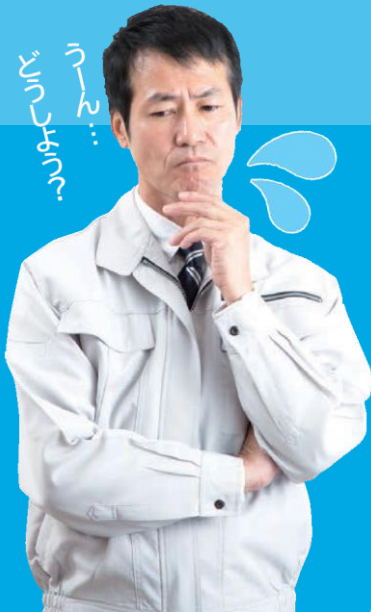


家賃問題

でお困りの事業者のみなさま
弁護士が力になります！

新型コロナウイルスの影響で...



店舗などの家賃の
支払いが大きな負担

テナントから、
家賃の減額を打診
された

家賃の支払猶予を
求められた

家賃の減額を打診した
ところ、不利な契約内容
への変更を求められた

退去しようとしたら、
違約金を請求された

そんな時は！



ひまわりほっとダイヤル

検索

初回相談
無料!

(30分)

- 全国どこからでもお申しいただけます。
- 初回30分間、無料で弁護士とご相談いただけます。(一部地域を除く)
- 全国共通電話番号に電話をすると地域の弁護士会の窓口につながり、弁護士からの折り返しの電話で弁護士との面談予約や相談ができます。
- オンラインでのお申込みも可能です。
- 詳細はホームページをご確認ください。

お問い合わせ／熊本県弁護士会 ☎096-325-0913



全国共通専用ダイヤル 受付時間:平日(祝日を除く)10:00~12:00/13:00~16:00

0570-001-240

スマートフォンは
こちらから



お近くの弁護士をご紹介します

※電話相談サービスではありません。

WEBからもお申込みができます。

ひまわりほっとダイヤル

検索

新型コロナウイルスの影響を受けて 賃料等の問題を抱えている事業者のみなさま

裁判・一般ADR(裁判外紛争解決手続)と比べて

簡易

迅速

安価

新型コロナ・事業者賃貸借ADR をぜひご利用ください

例えば

◆◆◆ 新型コロナウイルスの影響を受けて… ◆◆◆

経営が厳しく月額の家賃がこのままだと、事業継続が難しい…。できるだけ早く解決したい！

テナントから家賃の減額を打診されたが、こちらも経営が厳しいので、建築費用の融資を受けた銀行を交えて交渉したい。

中途解約で多額の違約金を求められた。確かに契約書にはそう書いてあるけれど…。

テナントが家賃を滞納して支払ってくれない。どうにかしたいが、解決のために高額な費用を支払うのは難しい。

店舗の家賃減額の交渉をしたいが、今の店舗を賃貸し続けたいので、大家さんとの関係は悪化させたくない…。

熊本県弁護士会では、事業者向けに新型コロナウイルスに起因する賃貸借問題について、一般ADRより**減免した手数料**でADRを実施しています。**普段から紛争と向き合っている弁護士**があっせん人として間に入り、**法律家としての識見に裏打ちされた迅速で公平な解決**を支援していきます。

ADRとは・・・

裁判外で紛争解決を図る手続のことです。裁判と異なり、非公開で行います。弁護士が間に入って、トラブルの相手方とあなたの話をじっくり聞き、柔軟な手続により、短期間に、合理的な費用で、公正で満足いく解決を目指します。申立に際して、サポートを受けることも可能ですので、まずはお問い合わせください！

詳しくはこちらまで

熊本県弁護士会紛争解決センター

電話：096-325-0913

受付時間：午前9時～午後5時30分

所在地：熊本市中央区京町1-13-11

HP：<http://www.kumaben.or.jp>